

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

井手町立井手小学校

目 次

はじめに

第 1 いじめの定義等

第 2 いじめの防止等のための対策

第 3 いじめの防止

第 4 いじめの早期発見

第 5 いじめへの対処

第 6 重大事態への対応

第 7 関係機関との連携

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校においては、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、町・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、井手町立井手小学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。

第 1 いじめの定義等

1 いじめの定義

法第 2 条ではいじめの定義が次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。）

2 基本的な取組

- （１）けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。
- （２）表面的・形式的に判断せず、児童の感じている思いに着目するなど、当該児童との立場に立って取組を進める。

第 2 いじめの防止等のための対策

- 1 いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各ブロック生徒指導担当 1～2 名
養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- 3 「いじめ対策委員会」は、毎月一回開催する。なお、緊急に必要があるときは、この限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画や対処マニュアルの作成、実行、検証、修正（PDCA サイクルによる検証）
 - (2) いじめ相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるのかの判定
 - (7) 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
 - (9) いじめ防止の取組に係る達成目標の設定、達成状況の評価、各取組の改善

第3 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、すべての子どもがいじめを行った児童にもいじめを受けた児童にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が PTA 等と一体となって継続的に取組を行う。

そのために児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。その中で、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め会える人間関係・学校風土をつくるように努める。

また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動も含む

学校教育活動全体を通じて、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動やいじめを防止するための取組を推進する。

加えて、児童に対して、傍観者とならず、教職員や相談窓口への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

併せて、発達障がいを含む障がいのある児童、学校として配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた支援を行うとともに。保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 学力推進部の取組（分かりやすく規律のある授業の推進）

- ・少人数授業（個別指導）の推進
- ・言語活動の充実（話型の定着）
- ・シミュレーション授業、先行授業、研究授業等、授業評価の活用

(2) 特活部の取組（自己有用感をはぐくむ取組の推進）

- ・児童会本部・・・あいさつ運動、異年齢集団（山吹活動）の取組
- ・体育委員会・・・朝ジョギング、ドッジボール大会などの取組
- ・図書委員会・・・本の紹介、本の整理整頓などの取組
- ・給食委員会・・・献立の紹介、給食週間などの取組
- ・放送委員会・・・朝、昼、下校時の放送などの取組

(3) 生徒指導部の取組（生活規律を育成する取組の推進）

- ・「わたしたちのやくそく」、「よい子のきまり」、「いでっ子」の発行
- ・安全帽子着用の徹底
- ・移動教室時の施錠
- ・毎週の「気づきシート」の活用

(4) 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・人権教育の推進・道徳教育の推進・体験活動・読書活動の推進
- ・規範意識、コミュニケーション能力の向上

(5) いじめについて理解を深める取組の推進

- ・人権週間の取組

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・いじめの問題に関する校内研修の実施（年に複数回）

第4 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童との関わりを大切にし、信頼関係の構築等に努め、いじめが深刻化することのないように適切に対処する。

学校が実施するアンケート調査や聴き取り調査等において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・気づきシートの実施
- ・いじめ相談窓口の設置

(2) 全児童を対象とした家庭持ち帰りの定期的なアンケート調査及び聞き取り調査を実施（各学期1回）

- ・質問紙調査 6月、11月、2月
- ・聞き取り調査 7月、12月、3月

(3) 相談体制の整備と周知

- ・毎月、教育相談を実施する。
- ・毎月一回、スクールカウンセラーの来校を児童及び保護者に周知する。

第5 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの兆候が見られたら、対処マニュアルにしたがって、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有する。詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもに指導した上で児童や保護者が納得する解消を目指す。また、いじめを行った児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導

する。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 担任、児童支援加配を中心に関係児童等から事情を聞き、いじめ対策委員会でいじめの有無の確認を行う。結果は、いじめを行った児童・いじめを受けた児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、教育委員会、人権交流センター等、関係機関に報告する。
- (4) いじめを行った児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察などに相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行い再発防止に努める。
- (7) いじめが起きた集団に対しても、自分の問題としてとらえさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリング普及の促進や情報モラル教育など、児童及びその保護者に対する啓発活動を進める。
- (2) インターネット上でのいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施していく。
- (3) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- (4) 情報モラル教育を推進する。

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係わる行為が3ヶ月以上止んでいること。

- (2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
保護者及び児童に面談により確認する。

5 いじめ解消後の継続的な指導

「いじめが解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が充分にあり得ることを踏まえ、引き続き友人関係を注視し、当該事象の完全解消に至るまで、継続的に指導を行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。

第6 重大事態への対応

1 重大事態の意味

法第28条第1項に規定する次のことを重大事態とする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 重大事態が発生した場合は、直ちに井手町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等の指示を受ける。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)及び京都府いじめ防止基本方針、さらには、井手町いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に基づき適切に対応する。

また、「いじめ対策委員会」を母体として該当重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含めた組織において調査を行う。

- 3 被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 4 当該調査に係わるいじめを受けた児童やその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報について経過報告を含め説明を行う。
- 5 事象概要及び取組を教育委員会に報告し、連携して取組を進める。

- 6 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第7 関係機関との連携

1 家庭や地域社会、関係機関との連携の推進

- (1) いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下、適切に行われるように啓発活動を進める。
- (2) P T Aとの連携の下、いじめに対する取組を推進する。
- (3) いじめの防止等に関する学校基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- (4) 児童相談所、児童館、人権交流センター、警察等の関係機関との連携強化等の体制整備を図る。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校・家庭・地域社会の緊密な連携を促進する。